

ZET-valleyオフィス（仮称）の施設活用団体の募集に係る質疑及び回答について

令和6年8月8日

	質問	回答
1	募集要項（P8）の付属書類の提出に関し、「法人登記簿謄本」及び「京都府税、法人税、消費税等の滞納がないことの証明書」は、原本が必要か、それともコピーの提出でも差支えないか。	いずれも原本の提出をお願いします。なお、「納税証明書」の場合、備考欄に「府税について滞納がないこと」の記載がある証明書を提出願います。
2	現在（8/8時点）、施設は工事中だと思うが、現地を見に行き、中身のイメージをもつことは可能か。	まだ施設の中に入ることができる状況ではございません。早ければ、10月中旬以降に（床・壁・天井が施工されていない状態で）内覧可能となります。
3	応募に関して、今から図面等を構想するにあたっては、公表資料のみが情報ということで良いか。	お見込みのとおり。公表資料を参考としてください。
4	本施設に入居するスタートアップ企業等が、本施設の住所で法人登記をすることは可能か。	法人登記は可能です。
5	募集要項（P3等）の「施設活用団体への貸付期間」に関して、貸付期間は、契約日（令和7年2月頃）から令和12年3月31日までを予定とあるが、当該期間満了後の契約更新・再契約は未定となるのか。	本施設は、府有資産の取扱いに準じ、貸付期間を5年間とした上で、貸付期間が終了する年度には、再度、施設活用団体を公募し、選定することを予定しています。再公募の結果、現施設活用団体が運営を継続する可能性はあります。
6	契約期間満了後に施設活用団体が変わり、現施設活用団体から次期施設活用団体に引継ぎを行う場合、原状回復等に関しての考え方について教えてほしい。	仕様書（P5-6）に記載のとおり、現施設活用団体が所有する償却資産の取り扱いについては京都府、現施設活用団体及び次期施設活用団体の三者間で協議することとします。協議の結果、次期活用団体が現施設活用団体から償却資産を買い取るという可能性もあります。